

令和8年（2026年）7月3日
（公財）世田谷トラストまちづくり

世田谷区立瀬田農業公園（フラワーランド）管理棟改修工事に伴う 園内施設の利用について

日頃より、フラワーランドをご利用くださりありがとうございます。このたび、フラワーランドの管理棟におきまして、建物本体や付帯設備の機能回復を目的とした改修工事を、世田谷区が下記の日程で実施いたします。工事期間中は、一部エリアの立ち入り制限や、作業に伴う騒音が発生する場合がございます。ご利用の皆さまにはご不便をおかけいたしますが、安全確保のためご理解とご協力をお願いいたします。

工事期間 令和8年（2026年）8月～令和9年（2027年）3月〔予定〕

場 所 世田谷区立瀬田農業公園(フラワーランド)〔瀬田 5-30-1〕 管理棟

注意事項 工事期間中は管理棟および前庭の一部が立ち入り不可となります。
下記の施設等につきましては場所が変更となりますのでお気をつけください。

【駐輪場(臨時)】※8月より

現在の前庭から、東門・西門付近の2箇所に変更します(下記①参照)

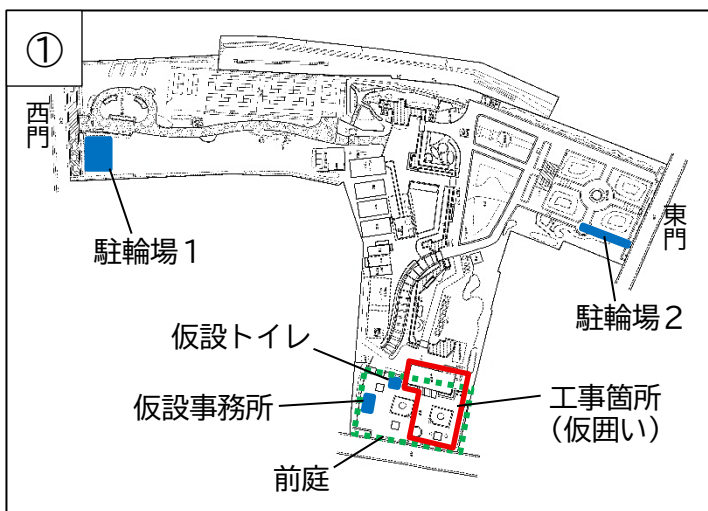
【トイレ】※8月より

仮設のトイレが2基設置されます

※バリアフリートイレをご希望の方は、フラワーランド管理棟から徒歩4分の
世田谷区立瀬田農業公園(分園)のトイレをご利用ください(下記②参照)

【駐車スペース(障がいのある方および福祉施設等団体利用者様対象)】※7月より

駐車可能なスペースが1台分程度となるため、既に別の方が使用中の場合は
車を回遊させる、または近くのコインパーキング等のご利用をお願いいたします



【問合せ先】

トラストみどり課 担当：山崎・田中



公益財団法人 世田谷トラストまちづくり
SETAGAYA TRUST & COMMUNITY DESIGN

〒156-0043 世田谷区松原 6-3-5
tel. 03-6379-1620 / fax. 03-6379-4233
財団 HP <http://www.setagayatm.or.jp>